

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	岩手県下閉伊郡岩泉町

岩泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先> 担 当 部 署 名 岩泉町 農林水産課
所 在 地 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
電 話 番 号 0194-22-2111
F A X 番 号 0194-22-5577
メールアドレス iwaizumi-info@town.iwaizumi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、鳥類（カワウ、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
対 象 地 域	岩手県下閉伊郡岩泉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン）、野菜（トウモロコシ）、果樹（リンゴ・モモ・ナシ等）、養蜂、ロールサイレージ等	被害面積 5.66ha 被害額 13,358 千円
イノシシ	水稻、ロールサイレージ等	被害面積 0.3ha 被害額 175 千円
ニホンザル	農林水産業被害なし	
ニホンジカ	水稻、豆類、果樹、野菜、飼料作物、わさび等	被害面積 10.53ha 被害額 6,522 千円
ハクビシン	野菜、果樹、飼料作物等	被害面積 0.30ha 被害額 210 千円
鳥類 （カワウ）	農林水産業被害なし	
鳥類 （カラス、スズメ、 キジバト、カルガ モ、ヒヨドリ）	農林水産業被害なし	

※ 被害の現状は、被害農家等から報告のあったものを掲載していること。

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

岩泉町内の全域で出没、目撃されている。主な農業被害は、果樹（リンゴ・モモ・ナシ等）、飼料作物（デントコーン等）、ロールサイレージで、増減を繰り返しながら全体として増加しており、特に果樹では、大きな被害が発生している。

生息状況は、林業施業や狩猟、里山利用の減少により、人への警戒心が薄れ、集落周辺まで分布域が拡大している。また、人口減少、ハンターの減少、高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺が急速に生息に適した環境に変化したことから、果樹等に誘引され、森林から連続する緑地を利用して市街地に侵入する例が増加した。納屋や畜舎への侵入、住家敷地内や通学路等、人里での明るい時間帯の出没が増加しており、人身被害の発生が危惧されている。

○イノシシ

岩泉町内で平成 30 年に初めて有害捕獲されて以降、町内のほぼ全域で出没、目撃されている。数十頭の集団も目撃されており、急速に個体数が増加している。農業被害は、畦畔や畑の掘り起こし、水稻の倒伏等が発生している。個体数が増加していることから、集中的な対応が必要となっている。

○ニホンザル

近年、岩泉、小川、有芸地区で個体が出没、目撃されている。果樹や野菜等への軽微な農作物被害が見られることもあるが、個体数の増加や被害の拡大には至っていない。

しかし、人への威嚇行動が見受けられることから、今後、人身被害の発生が危惧される。

○ニホンジカ

岩泉町内全域で出没、目撃されている。農業被害は、畑わさびをはじめとする農作物全般で、大きな被害が発生している。生息頭数の急増によりハーレムと呼ばれる集団を多く形成しており、交通事故による物的被害が発生している。今後、交通事故による人身被害の発生が危惧されている。有害捕獲頭数が年々増加しているが、依然として被害が大きいことから、集中的な対応が必要となっている。

○ハクビシン

岩泉町内全域で出没、目撃されている。被害は、家屋への侵入、野菜や果樹等の被害が多く発生している。空き家の増加に伴い、生息域の拡大が懸念される。

○鳥類（カワウ）

カワウは、平成 18 年頃に飛来が確認された。比較的川幅のある小本川及び安家川での目撃情報が大半であるが、一部支流域でも飛来が確認されている。内水面漁業で放流している淡水魚への被害が懸念される。

繁殖能力が非常に高いことから、捕獲による対応が必要となっている。

○鳥類（カラス・スズメ・キジバト・カルガモ、ヒヨドリ）

岩泉町内全域に生息している。農業被害は、水稻、野菜、果樹や飼料作物等への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
ツキノワグマ	被害面積 5.66ha	被害面積 4.53ha
	被害額 13,358 千円	被害額 10,686 千円
イノシシ	被害面積 0.30ha	被害面積 0.24ha
	被害額 175 千円	被害額 140 円
ニホンザル	被害面積 0.00ha	被害面積 0.00ha
	被害額 0 千円	被害額 0 千円
ニホンジカ	被害面積 10.53ha	被害面積 8.42ha
	被害額 6,522 千円	被害額 5,218 千円
ハクビシン	被害面積 0.30ha	被害面積 0.24ha
	被害額 210 千円	被害額 168 千円
鳥類（カワウ）	被害面積	被害面積
	被害額 0 千円	被害額 0 千円
鳥類（カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）	被害面積 0.00ha	被害面積 0.00ha
	被害額 0 千円	被害額 0 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 鳥獣被害対策実施隊員を委嘱し、国の補助事業を活用して有害鳥獣の捕獲活動を実施。 ・ ツキノワグマの有害捕獲には、町単独で1日6,300円を上限に、わな1ヵ所当たり2千円の報酬を支給した。 ・ ニホンジカの有害捕獲には、集中的に実施する意欲を向上させるため、町単独で1頭当たり8千円の報奨金を上乗せし、合計1万6千円の報奨金とした。 ・ 町単独で、岩泉猟友会に対し、有害捕獲に係るわな、監視カメラ、追い払い資材等の購入費用、有害捕獲用銃弾・餌等の費用、新規狩猟者登録及びライフル銃所持免許費用等について補助を行った。 ・ 農家等がハクビシン等を捕獲する場合に、はこわなを貸与した。また、農家等がニホンジカの追い払い等鳥獣被害対策を行う場合に、追い払い機や監視カメラを貸与した。 ・ 岩泉町鳥獣被害防止対策協議会で集落で追い払いを実施する際に使用する追い払い花火を販売した。 ・ 有害鳥獣が出没し、居座っている場合に、職員が花火での追い払いを実施した。 ・ 冷凍保管庫を設置し、有害捕獲個体を運搬まで保管して、まとめて最終処分場に運搬処理することで、鳥獣被害対策実施隊員の処理負担軽減を行った。	・ 林業施業や狩猟、里山利用の減少により、人への警戒心が薄れ、集落周辺まで野生鳥獣の分布域が拡大している。また、人口減少、ハンターの減少、高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺が急速に生息に適した環境に変化した中で、野生鳥獣が増加しており、住民の意識改革が必須となっている。 ・ 猟友会会員の高齢化等による狩猟者の減少で、有害捕獲に係る隊員の確保が困難な状況である。 ・ 捕獲の担い手の育成が必要。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・ 販売農家の農作物被害に係る町単 独事業による電気柵及び侵入防止 網の設置 ・ 町単独事業で、追払い機器の無料貸 与による追払いの実施及び監視カメ ラの貸与	・ 金網等の防護柵を設置するには、地 域が広大であり、効果的な設置が困 難。また、その維持管理も財政的に非 常に困難であることから、当町にお いては電気柵及び侵入防止網によ る効果的な防除を引き続き実施す る必要がある。また、町補助対象外の自 家消費農家の被害が拡大しており、 地消地産に影響が出ている。 ・ 追い払い機器に慣れて、逃げない個 体が見受けられるようになり、機器 の効果が限定的となっている。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の取組	・ ツキノワグマによる農作物被害や、 人の活動域での目撃など人への危害 が及ぶ可能性が高いとの通告があっ た場合、現地確認を実施し、被害原因 の調査を行っている。また、その際に 誘引物の除去、バツタリ遭遇の回避 などツキノワグマの習性を説明し、 個別に被害防止活動の啓蒙を行って いる。 ・ 町広報誌やぴーちゃんねつとを利用 して、ツキノワグマの出没情報、食物 残渣を食べる習性等を周知し、住民 全体に被害防止活動の啓蒙を行って いる。	・ バツタリ遭遇を避ける緩衝帯の整 備、放任果樹の伐採などツキノワグ マの習性を理解した被害防止体制の 構築。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害への対策については、生産者の高齢化・担い手不足や猟友会員の高齢化、後継者育成等の農業を取巻く諸問題がある中で、引き続き、地域、関係団体が一体となった取組が必要である。

被害個所を地図上にプロットし、被害状況を把握したうえで、営農指導及び専門家による被害防止対策について、勉強会等を開催し、地域住民の知識・意識の向上を図り、鳥獣被害に強い地域づくりを推進する。

また、新岩手農協、小本川漁協、小本河川漁協、岩泉猟友会及び岩泉町森林組合との連携を深め、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努めるとともに、生息状況調査を実施し、わな、電気牧柵、追払い機器等により、鳥獣の保護及び管理の調整を図る。

ツキノワグマについては、農作物被害や人家敷地に侵入を繰り返す個体についてはやむを得ず捕獲を行う。また、習性について引き続き周知を行い、誘引物の除去及び緩衝帯の整備を促進し、被害の軽減を図る。

ニホンジカ、イノシシについては、旺盛な繁殖力を持っていることから、引き続き町の有害捕獲事業により通年捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止特措法第9条に規定される対象鳥獣捕獲員として、岩泉猟友会から推薦された者について、町長が鳥獣被害対策実施隊員として100人以内を任命する鳥獣被害対策実施隊を組織し、迅速な対応にあたる。

ツキノワグマについては、鳥獣被害対策実施隊員から、数人の捕獲班を複数編成し、複数人で捕獲対応を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6～8	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン 鳥類（カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ）	・ 岩手県鳥獣保護管理事業計画に基づき、適正な捕獲の実施に取り組む。 ・ 法定猟具を活用し、適正な捕獲を実施する。 ・ 対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機材の導入を行う。 ・ 有害鳥獣捕獲資格取得者を育成・確保するため、岩泉猟友会が行う当該事業を支援する。 ・ 鳥獣被害対策の普及のため、岩泉猟友会員、農協職員、農家等を研修等へ派遣する。 ・ 捕獲従事者の負担軽減に資する捕獲個体の処理、ICTの導入等を行う。 ・ 被害状況や捕獲実績を踏まえて捕獲方法等の見直しを行い、捕獲の効率化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。 【ツキノワグマ】 町独自の捕獲数目標は設定せず、岩手県ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。また、被害状況を考慮しつつ、注意喚起や誘引物の除去、追払いなどによる被害防止に努め、これらの効果が得られない場合に捕獲を行う。 【イノシシ】 農作物被害が増加しているため、わなを用いた捕獲活動を中心に、可能な限り捕獲を実施し、年間70頭の捕獲を目標とする。

【ニホンザル】 大きな被害は発生していないため、具体的な捕獲数は設定しない。被害状況に応じ、適正な捕獲数を計画する。 【ニホンジカ】 農作物被害が引き続き深刻化しているため、わなを用いた捕獲活動を中心に、可能な限り捕獲を実施し、年間 2,500 頭の捕獲を目標とする。 【ハクビシン】 潜在的に相当数が生息していると思われることから、可能な限り捕獲を実施することを目指す。 【カワウ、カラス、スズメ、キジバト、カルガモ、ヒヨドリ】 現状の捕獲数、計画を基礎とし、被害の状況により適正な捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	設定しない		
イノシシ	70 頭	70 頭	70 頭
ニホンザル	設定しない		
ニホンジカ	2,500 頭	2,500 頭	2,500 頭
ハクビシン	可能な限り捕獲を実施する		
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽
カラス	300 羽	300 羽	300 羽
スズメ	300 羽	300 羽	300 羽
キジバト	300 羽	300 羽	300 羽
カルガモ	50 羽	100 羽	100 羽
ヒヨドリ	300 羽	300 羽	300 羽

※ 捕獲に当たっては、岩手県第 13 次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数の制限を順守する。

捕獲等の取組内容
獣類の捕獲手段は、基本的にわな（ツキノワグマは、はこわなに限る）によるが、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシの捕獲については、状況により銃器を使用する。ハクビシン等小型獣類の捕獲については、捕獲を行う農家等にはこわなの貸出しを行い実

施する。

ツキノワグマについては、年間を通じて、有害鳥獣捕獲許可に基づき、捕獲を実施する。市街地での捕獲について、体制の構築を検討する。

イノシシ及びニホンジカについては、通年で被害を及ぼすため、年間を通じてわな及び銃器により、被害が発生している圃場周辺を重点的に町内全域で捕獲を行う。

ニホンザル及びハクビシンについては、被害状況に応じて、年間を通じて捕獲を実施する。

鳥類の捕獲は、わな及び銃器を用いて実施する。捕獲の実施時期は、基本的に農作物被害が発生する時期とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】

有害鳥獣による農作物被害防止のため、侵入防止柵の設置や、鳥獣被害対策実施隊によるわなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、ツキノワグマ及びニホンジカ、イノシシ等大型獣類に対して半矢の防止、射程距離の延長による効率的な有害捕獲のため、ライフル銃の使用を必要とする場合がある。

【取組内容】

・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：わな・ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：通年

捕獲予定箇所：岩泉町内全域

・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：わな・ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：通年

捕獲時期及び捕獲場所：個別の有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岩泉町	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度 ～ 令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、対象住民等と協議の上、効果的な柵の種類や規模を決定し、計画的に整備する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度 ～ 令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス スズメ キジバト カルガモ ヒヨドリ	・ 侵入防止柵の設置者に対し、定期的な見回りや刈払い実施等を指導し、侵入防止柵の適切な維持管理を推進する。 ・ 農業改良普及センター等と連携しながら、対象鳥獣の効果的な追払い方法や被害防除技術の研究を進め、必要な機材の検討、導入を行う。 ・ 被害防止のため、行政や農協、地元自治会などの関係団体による協力と連携により、地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図る。被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

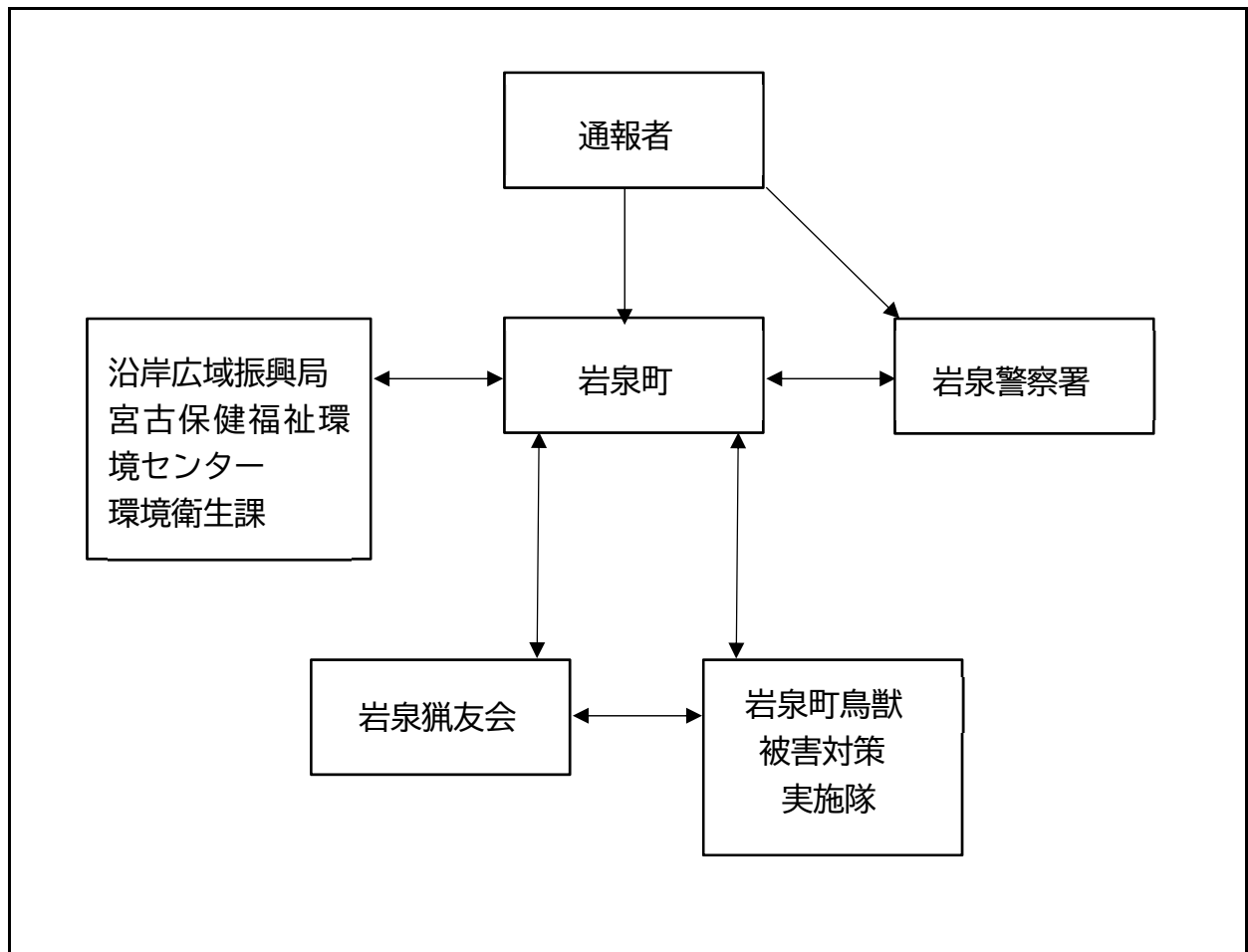
年度	対象鳥獣	取組内容
6～8	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス スズメ キジバト カルガモ ヒヨドリ	- 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌により地域住民に周知する。 - 追払機械を無料で貸付け、効果的な設置により追払い活動を実施する。 - 地域の生産者及び猟友会と連携し、パトロール等追払い活動を実施する。 - 電気牧柵の普及を図るとともに、適切な設置について関係機関との連携により周知する。 - 被害が多発する地域においては、定期的な刈払いの実施等による緩衝帯の整備を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩泉町	- 情報収集、関係課等への連絡調整 - 有害鳥獣捕獲等の許可 - 周辺住民への注意喚起 - 追い払いの実施
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	- 有害鳥獣捕獲等の許可 - 有害鳥獣捕獲に関する助言及び指導
岩泉警察署	- 銃刀法に基づく安全管理指導、助言 - 現場の安全確保及び情報提供
岩泉猟友会	有害捕獲に関する助言
岩泉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費、有害鳥獣捕獲個体冷凍保管庫での一時保管、一般廃棄物処理施設での最終処分、捕獲現場での適切な埋設埋却処理を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示の動向を注視しながら、先進地の事例などを参考に今後調査検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

ニホンジカ等、食用やペットフード等として利用できる獣種の捕獲頭数に応じた処理加工施設の規模、運営方法等について、調査検討を行う。

(3) 捕獲等した対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊制度を活用し、人材確保に努め、県内などの先例事業者から、研修、指導を受けられる体制を調査検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩泉町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩泉町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整
岩手県沿岸広域振興局	有害鳥獣の追払行為等に関する助言及び指導
宮古農業改良普及センター 岩泉普及サブセンター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導
新岩手農業協同組合 宮古支所	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
小本川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
小本河川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
岩泉猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払の実施
岩泉警察署	有害鳥獣関連情報の提供と銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター環境衛生課	有害捕獲に関する許可、有害鳥獣の追払行為等に関する助言及び指導
岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター農業振興課	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター岩泉地区担当課	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

職 務 岩泉町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の捕獲、駆除、処分に関する事業及びその他被害防止に関する事業

隊員数 100 人以内

編 成 隊長 1 人、副隊長 1 人、班長若干名及び隊員

任 期 2 年（再任の妨げなし）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などが見られる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。

また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や大量発生により、計画が元凶に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。